

令和6年7月17日

保護者様

津市教育委員会

学校・園でのけが等で受診する場合の医療費の支払いについて  
(お願い)

日頃は、津市の教育活動にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。  
津市では、福祉医療費助成制度において、令和6年9月から15歳までの子どもの医療費の窓口負担が無料となります。

ただし、幼稚園、小学校、中学校でのけがや病気で受診した場合の医療費は、子ども医療費助成等の対象ではなく、日本スポーツ振興センター災害共済給付が優先されますので、これまでどおり医療機関の窓口でお支払いいただくようお願いいたします。

お支払いいただいた医療費に、さらに1割分お見舞金を加えた金額が日本スポーツ振興センターから支払われます。

記

★ 学校・園でのけがや病気で受診する場合

- ① 医療機関で、「学校・園でのけが(病気)です」とお伝えください。
- ② 子ども医療費助成の受給資格証は使わず、いったん窓口で医療費をお支払いください。
- ③ 受診した医療機関に日本スポーツ振興センター災害共済の申請書を記入してもらい、学校・園へ提出してください。

※ 9月から子ども医療費助成の所得制限が撤廃されます。現在、受給資格証をお持ちでない方は申請をお願いします。子ども医療費助成については、津市保険医療助成課へお問い合わせください。

事務担当 教育研究支援課  
生徒指導・保健担当

